

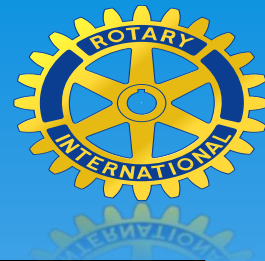


2013年2月23日(土)

# クラブ覚書(MOU)について

## クラブの参加資格認定の要件

13-14 財団資金管理小委員会  
和氣 主



# MOUのセクション

- 1 クラブ参加資格
- 2 クラブ役員 of 責務
- 3 財務管理計画
- 4 銀行口座に関する要件
- 5 補助金資金の使用に関する報告
- 6 書類の保管
- 7 補助金資金の不正使用に関する報告



# 1 クラブ参加資格

- A 参加資格は1ロータリー年度に限る
- B すべてのロータリー財団方針の順守
- C 補助金の使用は全てクラブの責任
- D 不正使用、不適切な管理の禁止
- E 各種監査への協力義務



(Q1) MOUは地区補助金申請には不要か？

(Q2) 2660地区の、追加要件とは？



(A) MOUの署名と提出と補助金管理セミナーへの参加は、元来グローバル補助金の為のクラブ資格認定の条件です。

但し、当地区では地区補助金にも同様の参加資格を求めることに致しました。

これが、2660地区の追加要件です。



## 2 クラブ役員の責務

- A 資格認定手続きに関わる管理者の任命
- B 補助金が適正に管理されているかの確認
- C 関与者の利害対立回避に向けた活動の確認



(Q1) クラブ役員とは？

(Q2) 資格認定手続きの遂行・管理を担う責任者はクラブ役員？

(Q3) 責任者の責務は？

(Q4) 利害の対立とは？



(A1) 手続要覧で定める役員のことです。

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、  
幹事、会計、SAAです。

(A2) 責任者は役員である必要はありません。





(A3) 責任者の責務は、補助金管理セミナーに誰がいつ出席したか等の記録、また毎年資格認定が途切れないよう配慮する、併せてMOU条件の維持と管理です。

(A4) ロータリアンが補助金活動から直接的/間接的に利益を得る可能性があるということです。

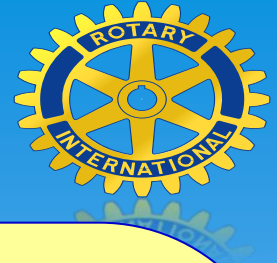


### 3 財務管理計画

- A 会計基準に則った会計の維持
- B 必要に応じた補助金の支払い
- C 複数人による資金の取り扱い
- D 補助金による購入物品の目録作成等



- (Q1) 定められた財務管理の書式があるのか？
- (Q2) 資金の取扱いを複数人で担当するとは？



- (A1) 標準的会計基準に則り、クラブの事情に則したやりかたで会計を維持します。  
詳細な手続きを盛り込み、補助金の一環した管理を行います。
- (A2) プロジェクト経費の承認と支払の責務を、複数人で担当します。



## 4 銀行口座に関する要件

- A 2名の会員による署名
- B 利子の記録と使用
- C 補助金事業ごとの口座創設
- D 投資用口座の回避
- E 銀行明細書の常備
- F 口座管理責任引継計画書の作成と保管



(Q1) 2名の署名人とは？

(Q2) 銀行口座は補助金活動ごとに開設？

(Q3) 銀行明細書とは？



(A1) 日本では口座名義人を複数名指定することはできませんから、かわりに入出金の責任者を複数任命し、担当会員や手順を文書化しておきます。また、銀行印を正副印届けておき、別々の会員が保管・管理するなど工夫してもよいでしょう。



(A2) 補助金を受けるたびに、通帳の名義を変更する、あるいは新口座を開設する必要はありません。口座を引き続き利用する場合、複数の補助金が混在しなければよいのです。名義変更しない場合でも、元の補助金が完全に承認されたプロジェクトに使い切られたという記録が通帳に残れば、引き続き別プロジェクトに使用できます。

(A3) 基本は通帳です。





## 5 補助金使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。



(A) ロータリー財団の全ての報告要件とは？



(A) グローバル補助金は財団が定める報告要件に従い、12ヵ月毎に中間報告書を、最終報告書はプロジェクト完了後2ヵ月以内に提出します。地区補助金は、地区が定めた報告要件に従い、補助金受領後6ヵ月以内、または全額支出後1ヵ月以内に最終報告書を提出します。



## 6 書類の保管

- A 保管すべき書類
- B 保管書類の開示
- C 書類の保管期間



(Q1) 保管すべき書類とは？

(Q2) 何の為に、書類を保管するのか？



- (A1) 銀行明細、領収書、クラブ参加資格認定関連の書類、MOUに関する手続きを記載した書類など、電子ファイル、あるいは印刷文書、またはその混合でかまいません。
- (A2) 補助金報告書の提出や監査、財団、地区、ロータリアンから情報提供の要請に備えます。



## 7 補助金の不正使用に関する報告

補助金の不正使用、不適切な管理とその疑いについては、  
地区に報告する義務がある。

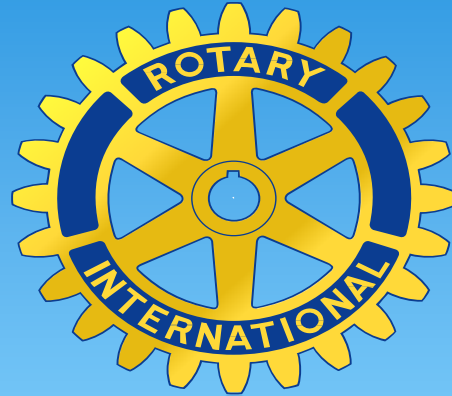


(A) 地区への報告の理由





財団の資金が公正に活用されるよう努力するのは、全てのロータリアンの責務です。補助金の誤用や不適切な管理があった場合、迅速に地区に報告することで、資金を返還するような事態を防ぎます。



ご清聴、有難うございました